

共通注意事項 必ずご一読ください

加入対象者について

下記の〈1〉〈2〉のいずれも満たしている方が加入対象者となります。

- 〈1〉 **団体傷害保険** 第一ライフグループ、第一生命の役員・内勤職(※1)・営業職(※2)およびグループ会社の役員・従業員(※3)
所得サポート保険 第一ライフグループ、第一生命の内勤職(※1)・営業職(※2)およびグループ会社の従業員(※3)
以下の場合にご加入いただけません。
(※1)非常勤嘱託
(※2)支社顧問・営業顧問・エグゼクティブカスタマー・リレーションズ・チーフカスタマー・リレーションズ・コネクトデザイナー・外務嘱託・アシストパートナー
(※3)契約社員(関連会社にて直接雇用となっている従業員を除く)・非常勤嘱託
- 〈2〉 **団体傷害保険** 加入年齢が満75歳以下の方(2026年11月1日時点)
2026年11月1日時点で加入者が満76歳になる場合は満期終了となります。
2026年11月1日時点で被保険者が満76歳になる場合は被保険者削除となります。
所得サポート保険 加入年齢が満64歳以下の方(2026年11月1日時点)
2026年11月1日時点で満65歳になる場合は満期終了となります。
※旧プラン(P.14)にご加入の方:2026年11月1日時点で満60歳になる場合は満期終了となります。

加入限度額について

加入限度額は下表のとおりとなります。

加入限度額	
死亡・後遺障害保険金額	1億5,000万円
入院保険金日額	20,000円
通院保険金日額	13,000円

※他にご加入済みの個人用傷害所得総合保険・普通傷害保険・傷害総合保険等を合計した限度額です。
※すでにご加入済みの上記保険契約について、お手続きサイトにてご入力ください。
※15歳未満の方は、死亡・後遺障害保険金額は他の同種の保険契約と合わせて、1,000万円が限度額です。

保険料のお支払いについて

- 〈1〉2027年1月(保険始期日の2か月後)から給与控除開始となります。
※中途加入された場合は中途加入日(補償開始日)の2か月後から給与控除開始となります。
〈2〉給与控除ができなかった場合、以下の通りご案内いたします。

①不能となった場合	不能となった翌月に2か月分の保険料を併徴いたします。 2か月続けて不能となった場合は、給与控除ができなくなった月から2か月遡り自動脱退となります。
②無給となった場合	満期までの保険料一括払込のご案内を ご所属宛に送付 いたします。 期日までにお払込みが無い場合は、給与控除ができなくなった月から2か月遡り自動脱退となります。分割払いのお取り扱いはありません。
③営業資格がアシストパートナーに変更となった方	資格変更月から2か月遡り自動脱退となります。 継続はできません。
④営業資格が外務嘱託に変更となった方	資格変更月は保険料が給与控除されます。 翌月も継続して外務嘱託の場合はその月から2か月遡り自動脱退となります。 継続はできません。

退職について

保険料の給与控除ができなくなった月から2か月遡り自動脱退となります。
脱退日以降に発生した事故・就業障害については保険金をお支払いできませんのでご了承ください。
(例)退職により4月から給与天引きができなかった場合:2月1日付自動脱退
下記の方は**ご退職日までに**取扱代理店:株式会社第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。
お手続きについてご案内いたします。

- ①継続希望の方 ②退職前2か月間にケガ・就業障害が発生している方

【注意事項】 ・定年退職後に常勤嘱託として雇用契約を更新される方は給与控除が継続します。 ・定年退職後に下記の資格に編入される方は給与控除ができなくなった月から2か月遡り自動脱退となります。 対象資格:エグゼクティブカスタマー・リレーションズ・チーフカスタマー・リレーションズ・コネクトデザイナー・非常勤嘱託(非常勤のパートナー社員を含む) ・詳しくは取扱代理店:株式会社第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1

保険商品の次の補償内容等がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約

☐ 保険金額

☐ 保険期間

☐ 保険料、保険料払込方法

☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2

ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

☐ 被保険者の「生年月日(または「満年齢」)」、「性別」は正しいですか。

☐ 重要事項説明に記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【団体傷害保険、弁護のちからにご加入の方のみご確認ください】

☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

※1オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等についてはお引き受けできません。

※2プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。

【団体傷害保険の家族型・夫婦型にご加入の方のみご確認ください】

☐ 被保険者の範囲についてご確認ください。

☐ 上記※1、2のお引き受けできない職業・職種については、家族型・夫婦型でもお引き受けできません。

【団体傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約をセットされる方のみご確認ください】

☐ 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【所得サポート保険にご加入の方のみご確認ください】

☐ 団体長期障害所得補償保険における保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、重要事項説明に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3

お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・★通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

■取扱代理店

株式会社第一ビルディング 保険代理店事業部

〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 11階

TEL 0120-937-337【通話料無料】(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

■引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社 金融法人第一部 開発室

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 050-3808-4725 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

■保険会社との間で問題を解決できない場合

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通)おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】TEL 0120-727-110(受付時間:24時間365日)

●取扱代理店:第一ビルディングは引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店:第一ビルディングとご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

団体傷害保険・所得サポート保険 重要事項説明書

傷害総合保険

団体長期障害所得補償保険

【保険期間】2026年11月1日 午後4時から 1年間

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。加入者（従業員）ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご加入内容をお知らせください。

この保険のあらまし

【契約概要のご説明】

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものと、団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：株式会社第一ライフグループ
- 保険期間：2026年11月1日午後4時から1年間となります。
* 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌月1日から2027年11月1日午後4時までとなります。
- 加入申込締切日：2026年9月18日（金）
* 中途加入の場合は毎月14日締切（翌月1日午後4時から補償開始）
* 6月15日から募集開始日まで、申込締切日から10月14日までの期間はお手続きサイトでの手続き不可
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は、パンフレットに記載しておりますのでご確認ください。
- 加入対象者：【傷害総合保険】2026年11月1日現在満75歳以下の（株）第一ライフグループおよびその子会社・関連会社の役員・従業員となります。
【団体長期障害所得補償保険】2026年11月1日現在満64歳以下の（株）第一ライフグループおよびその子会社・関連会社の従業員となります。
- 被保険者：傷害総合保険
（株）第一ライフグループおよびその子会社・関連会社の役員・従業員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。
【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族および別居の未婚の子）が保険の対象となります。被保険者本人は、従業員ご本人に限ります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。被保険者本人は、従業員ご本人に限ります。
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。ただし、子どもプランの被保険者は、保険始期日時点において満21歳以下かつ被扶養者にかぎりず。
【弁護のちから】加入者である役員・従業員ご本人のみが被保険者となります。
保険の対象は、
・被害事故・人格権侵害・借地・借家については加入者本人および加入者が親権を有する未成年の子が保険の対象となります。
・遺産分割調停・離婚調停については加入者本人のみが保険の対象となります。
- 団体長期障害所得補償保険
加入者である従業員ご本人のみが被保険者となり、保険の対象となります。
- 扶養者：育児費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎりず。
- お支払方法：2027年1月分給与から毎月控除となります。（12回払）
- お手続き方法：下表のとおり、期日までに各自お手続きください。

ご確認ください

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		お手続きサイトで、締切日までにお手続きください。※
既加入者の皆さま	前年と同条件のプラン（お手続きサイトに掲載されているプラン）で継続する場合	お手続きサイトの操作は不要です。移行した新プランで自動継続となります。
	ご加入プランを変更するなど前年とプランを変更して継続する場合※	お手続きサイトで、締切日までにお手続きください。※
	継続加入を行わない場合	お手続きサイトにログインしていただき脱退してください。 ※ P2の【脱退される方】参照

※ 団体長期障害所得補償保険の場合は「告知」の入力も必要です。現在「対象期間65歳まで」プランにご加入の方で、保険金額の減額または支払対象外期間延長の場合は「告知」の入力は不要です。

※ 「前年とプランを変更して継続する場合」には、あらかじめお手続きサイト画面に掲載の継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。

（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：加入依頼書もしくは電話での手続きの場合は受付日の翌月1日から2027年11月1日の午後4時まで、お手続きサイトでの手続きの場合は毎月14日締切の翌月1日から2027年11月1日の午後4時までが保険期間となります。中途加入日の翌々月の給与から毎月控除します。
- 契約内容変更：保険期間中に補償内容の変更のご希望や改姓やご職業の変更がある場合は、取扱代理店：（株）第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。ご通知がない場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除となることがあります。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店：（株）第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険（家族型・夫婦型・個人型）】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

（注1）熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

（注2）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【傷害総合保険（家族型・夫婦型・個人型）】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など
傷害（国内外補償）	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） 手術（重大手術（※3）以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） 重大手術（※3） 手術保険金の額＝入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎりです。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
手術保険金		

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	〈前ページと同じです〉
		【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 （※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2026年4月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O－157を含みます。）等が該当します。	
	特別費用	育英費用(国内外補償)（注1）（注2）	扶養者（※1）が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態（※2）となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入者もしくは告知時に指定した方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
物の損害の補償	携行品損害（国内外補償）（注1）	偶然な事故により携行品（※1）に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額（※2）を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 （※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 （※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ（※）または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など （※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
	個人賠償責任（国内外補償）（注1）	日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありませぬ。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりませぬ。）。ただし、本人に関する事故にかぎりませぬ。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりませぬ。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませぬ。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領
		〈次ページへ続きます〉	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任（国内外補償）（注一）	（※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準する物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準する物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車（※3）および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
ホールインワン・アルバトロス費用（国内のみ補償）（注一）（注二）	日本国内にあるゴルフ場（※1）においてゴルフ競技（※2）中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用（現金、商品券等を除きます。） ②祝賀会費用（※3） ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。） （※1）「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 （※2）「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。）し、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （※3）「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 （注1）ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます（ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。）。 （注2）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください！ ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃（※4）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃（※4）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎり）が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者（※5）が目撃（※4）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 （※4）ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。 （※5）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショットホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など

- （注1）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。
- （※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- （※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- （注2）複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額はそれらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

【傷害総合保険（弁護のちから）】

弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）

弁護士費用（注）

法律相談・書類作成費用保険金

+

弁護士費用保険金

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下**1**から**5**までのいずれかに該当するトラブル（※1）について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下**1**・**2**・**5**のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。

なお、**1**・**5**のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

1 被害事故に関するトラブル

ケガを負わされた、財物を壊された、盗取（※2）にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。

2 借地または借家に関するトラブル

賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。

3 離婚調停に関するトラブル

被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。

（注1）原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。

（注2）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

4 遺産分割調停に関するトラブル

被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求（※3）における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。

（注）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

5 人格権侵害に関するトラブル

不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。

（注）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。

保険金種類	お支払いする保険金の額
弁護士費用保険金	弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調整に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合)10%
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用 = 損害の額 - 自己負担額1,000円

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

【全トラブルに共通の事由】

①故意、重大な過失または契約違反

②自殺行為（※）、犯罪行為または闘争行為

③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用

④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの

⑤地震、噴火またはこれらによる津波

⑥国または公共団体の強制執行または即時強制

⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。

⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル

⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される財産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由

⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。

⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。

など

（※）この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。

【各トラブル固有の事由】

左記 1 に該当する場合

⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル

⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防

⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等

⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示

⑯身体美容または整形

左記 1・2・5 に該当する場合

⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由

左記 1・5 に該当する場合

⑱環境汚染

⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由

⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等

㉑電磁波障害

左記 3 に該当する場合

㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル

など

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用	(続き)	①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2) 詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3) 遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	
	弁護士費用(注) 法律相談書類作成費用保険金 + 弁護士費用保険金		

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

【団体長期障害所得補償保険】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害となった場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 $\text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率(※1)}$	次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては保険金をお支払いしません。 (1) 故意または重大な過失 (2) 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) (4) 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの (5) 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの (6) 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 (7) 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 (8) 妊娠、出産、早産または流産 (9) 発熱等の他覚的症候のない感染 など (注) 精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。
	(※1) 所得喪失率 = (就業障害発生前の所得額 - 回復所得額) ÷ 就業障害発生前の所得額 (注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(30万円)を限度とします。 (注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日とみなして日割計算します。 (注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 $\text{保険金をお支払いする期間(※)} = \text{就業障害である期間} - \text{支払対象外期間}$ (※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(60歳または65歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。 対象期間が60歳のご契約の場合、ご加入時に満55歳～満59歳の方の対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から3年間となります。 対象期間が65歳のご契約の場合、ご加入時に満60歳～満64歳の方の対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から3年間となります。 (注5) 対象期間(60歳または65歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 (注9) 精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。	

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※) 他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の 平均月間額に対する保険金額割合
健康保険（例：給与所得者）	40%以下

■保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度（※1）等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等（※2）にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

（※1）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

（※2）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

■特定疾病等対象外について

・「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。

（注）「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病（注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血	など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。なお、保険期間の途中での削除はできません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店：（株）第一ビルディング保険代理店事業部または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

【注意喚起情報のご説明】

1. クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）について

この保険は株式会社第一ライフグループを保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

●お手続きサイト入力にあたっての注意点

- ・ご加入の際は、お手続きサイト画面（告知画面含む）の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - ・お手続きサイト画面（告知画面含む）に入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ・ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、お手続きサイト画面（告知画面含む）の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞

この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者ご本人の職業または職務（傷害総合保険・弁護のちからの場合）
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態（団体長期障害所得補償保険の場合）
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険の場合には個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、団体長期障害所得補償保険の場合には個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 損保ジャパンまたは取扱代理店：（株）第一ビルディングは告知受領権を有しています。

【団体長期障害所得補償保険の場合】

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- （※）保険金額の増額（特定疾病等対象外の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

- 告知画面で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業障害（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いします。
- （※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- （※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時をいいます。
- （注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）でご加入いただいている場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

【傷害総合保険、弁護のちからの場合】

- 死亡保険金受取人の指定について
 - ・死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。指定される場合は、取扱代理店：（株）第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【共通】

- お手続きサイト画面に掲載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分）にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【傷害総合保険、弁護のちからの場合】

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■傷害総合保険、弁護のちからでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■（個人型子どもプラン：PK タイプ、PKT タイプに加入されている方）扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

〈他の身体障害または疾病の影響〉

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【団体長期障害所得補償保険の場合】

●被保険者をご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
・他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
・他の保険契約等がある場合

4. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合（ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合、団体長期障害所得補償保険については、就業障害が発生した場合）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

【傷害総合保険の場合】

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

（注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

【弁護のちからの場合】

弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

【共通】

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業障害状況報告書、事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
傷害の程度、身体障害の内容・程度、就業障害の状況・程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故、被保険者の身体の傷害・疾病に関する事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など
（続く）	
（続き）	③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支

払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度、身体障害の内容、就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

【団体長期障害所得補償保険の場合】

●就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

【共通】

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガや病気をされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

5. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

＊中途加入の場合は、毎月最終営業日までの受付分は受付日の翌月1日（お手続きサイトでの申込みの場合は毎月14日締切、翌月1日）に保険責任が始まります。

【弁護のちから】

●離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

【傷害総合保険、弁護のちからの場合】

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【団体長期障害所得補償保険】

●退職の際は、この保険から脱退となります。

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社および引受割合につきましては、別紙をご確認ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、次の取扱いとなります。

【傷害総合保険、弁護のちから】

保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

【団体長期障害所得補償保険】

保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

用語のご説明

●先進医療

病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更とすることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kitan.html)

●治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

●免責金額

支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

●通院

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

●入院

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。

(※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

(※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。

●親族

6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

●未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●原因事故

トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。

被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)
離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時

●保険金請求権者

弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。

●財物の損壊

財物の滅失、汚損または損傷をいいます。

●財物(弁護士費用)

有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。

●調停等

調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。

●被保険者の未成年の子

被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。

●弁護士等

弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。

●就業障害

(支払対象外期間中の就業障害の定義)

身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。

(対象期間中の就業障害の定義)

身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。

●支払対象外期間

就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し(通算して右表に記載の復職日数以内)、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。

支払対象外期間	復職日数(限度)
60日以上 90日未満	5日
90日以上 180日未満	7日
180日以上 365日未満	14日
365日以上	28日

●回復所得額

支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。

●平均月間所得額

就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

●対象期間

支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間はこの期間をもって限度とします。

●支払基礎所得額

保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。

●疾病(病気)

傷害以外の身体の障害をいいます。

●身体障害を被った時

次の①または②のいずれかの時をいいます。

①傷害については、傷害の原因となった事故発生時。

②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。

●傷害(ケガ)

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

●所得

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

●身体障害

傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害をいいます。